

埼玉県虐待禁止条例の改正案に反対する（声明）

2023年10月10日
埼玉県労働組合連合会
議長 新島 善弘

子どもだけで留守番・外出させることは「放置」で虐待に当たるとして禁じる埼玉県虐待禁止条例の改正案が6日、県議会福祉保健医療委員会で審議され、提案した自民党県議団と、公明党の委員が賛成し可決された。これは13日の本会議で採択される危険がある。

労働組合は、誰もが、働きやすい職場環境を求め、とりわけ、男性の長時間労働、女性の不安定雇用と低賃金をなくし、ジェンダー平等や均等待遇をめざしている。今回の条例改正案では、待機児童問題の解消や、ベビーシッターなどの拡充をうたってはいるものの、学童の整備や、小学校高学年の子どもに対する施策もまだ十分ではなく、産休・育休明けで仕事に復帰することをさらに困難にする。行政がすすめるべき社会的整備においても課題を残し、預けられる保育施設への迎えの時間では、フルタイムで働くことが困難となる。共働き家庭だけでなく、ひとり親家庭では、大多数が条例違反者となってしまう。これは、私たちがめざす働く環境の改善と逆行するものである。

「条例だけ可決して、あとは行政で対応」という無責任な丸投げも問題である。県・市町村職員は大幅に減少し、学校現場では、教員不足がまん延、長時間労働が常態化している。保育や学童の現場では、低賃金に将来展望を持たず、保育士不足も広がっている。最低賃金の東京都との格差で、県南地域では、東京に労働力が流れてしまっている。

よって埼労連は、この条例改正案に反対する。そして急速に広がる反対の世論とともに運動を広げ、廃案・撤回を求めていく。

現状を見ない机上で、すべての子育て世帯を一律に「虐待」と禁じることに大きな怒りが広がっている。また様々な声の中では、「ほとんどの親が『条例違反者』になってしまう」「これまで築いてきた近隣とのコミュニティーが崩れる」など、圧倒的多数は「反対」の意思を示す声である。

唐突に出された本改正案は、まだまだ子育て当事者たちに伝わっていない。知らぬ間に、これまでやってきたことが、突然、「虐待だ、条例違反だ」とされてしまうことになる。一方、このことが伝われば、それは大きな反対の声となって広がっていく。すでに、「埼玉では子育てしたくない」というネットニュースも多くみられる。そのような多くの問題をもつものであることは明らかである。

埼玉県議会は、13日に拙速に採択せず、「一律に禁ずる」のではなく、子どものいのちと幸せのために何が必要なのかをもっと大本から議論し、現場の声を聞くべきである。自民党・公明党が、数の暴力で強行することは許されない。私たちは、多くの県民とともに、署名をはじめ、世論を広げていく。

以上